

ポイント-4：安全・安心な暮らしを支える交通

◆歩行空間の確保

交通量が多い道路や通学路に指定されている道路などで、歩道の整備や路肩のカラー化を行うことで、歩行者の安全・安心の確保を図ります。



歩道の整備



路肩のカラー化
(歩行空間の明示)

<平成28年度の事業路線>

〔府〕深野南寺方大阪線（門真市）、国道166号（太子町）、国道170号（旧）（和泉市） など

◆大阪府自転車条例に基づく施策の推進

大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（H28.4.1施行）に基づき、府・自転車利用者・事業者などが協働して、自転車を安全適正に利用するための取組みを実施します。

平成28年度のトピックス 自転車条例に基づく対策強化！

<条例の4本柱>

自転車保険の加入義務化 (H28.7.1施行)

自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車損害賠償保険の加入を義務化しました。

交通安全教育の充実

児童・生徒に対する交通安全教育の指導強化や家庭、職場における交通安全教育の実施に努めましょう。

自転車の安全利用

- 高齢者のヘルメット着用
65歳以上の高齢者が自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用し、自分の身を守りましょう。ヘルメットは自転車で転倒したときに頭を守ってくれます。
- 自転車の点検及び整備
反射器材の装着、タイヤの空気圧やブレーキの効きなどの自己点検のほか、異常を感じた際には、販売業者の点検整備を受けましょう。

交通ルール・マナーの向上

自転車は車両です。
ルール・マナーを守って自転車を安全・適正に利用しましょう。

- 自転車は車道の左側を走りましょう
- 歩道は歩行者優先
- 交差点での一時停止と安全確認
- 信号を守りましょう
- 夜間はライトを点灯

平成28年度
知事重点事業

【主な取組み（ソフト対策）】

- (1) 自転車保険の義務化について、学校において広報啓発活動を実施するとともに、自転車販売店、保険会社などと連携しながら、自転車保険についての普及・啓発を推進します。
- (2) 市町村などが開催する交通安全教室に自転車シミュレータを貸し出し、子供から高齢者まで自転車の安全適正利用が促進されるよう安全教育の推進を図ります。

【主な取組み（ハード対策：自転車通行空間の整備）】

自転車関連事故が多いなど、優先度が高い箇所から自転車通行空間を確保します。

また、府道だけでなく、市町村道などを含めたネットワーク形成を考慮した、整備計画づくりを進めます。



自転車レーンの設置
(自転車通行空間の確保)

<平成28年度の事業路線>

〔府〕伊丹豊中線（豊中市）、〔府〕京都守口線（枚方市）、〔府〕大堀堺線（松原市） など

◆交通安全の普及啓発

交通安全イベントの実施などにより交通安全の普及啓発を図ります。



春の全国交通安全運動



交通安全ファミリーフェスティバル



飲酒運転防止啓発活動

◆道路・鉄道施設のバリアフリー化

高齢者や障がい者、妊産婦など誰もが安心して利用できるよう、大阪府福祉のまちづくり条例や交通バリアフリー法に基づき道路や公共交通のバリアフリー化を推進します。

【道路のバリアフリー化】

駅や公共施設周辺の道路で、バリアフリー化を推進します。



歩道の段差、勾配改善



視覚障がい者誘導用ブロックの設置

<平成28年度の事業路線>

〔府〕箕面摂津線（吹田市）、〔府〕堺大和高田線（松原市）、〔府〕泉佐野岩出線（泉佐野市） など

【鉄道のバリアフリー化】

鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵整備に対し、補助を行います。



可動式ホーム柵の設置（扉式）



可動式ホーム柵の設置（ロープ式）

<平成28年度の補助事業箇所>

- ・ JR東海道本線 大阪駅